

2022 年 10 月 12 日

税制調査会会長
中里 実 様

税制調査会特別委員 芳野 友子
(日本労働組合総連合会)

意見書

本日は所用により欠席させていただきますので、法人課税について書面にて意見を申し述べます。よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

記

- 法人実効税率が 2011 年度までと比べて 10 ポイント近く低下している一方で、2021 年度の企業の経常利益は過去最高を更新している。わが国経済・社会の状況と社会保険料を含めた企業負担という視点をふまえれば、企業は社会的責任に見合った税・社会保険料負担を担うべきであり、以下の見直しを行う。
 - ・法人企業の税・社会保険料負担は、社会保険料負担を中心に GDP 比 1 割程度に段階的に引き上げる。
 - ・欠損金繰越控除は、現行の控除制度（控除前所得の 5 割）および繰越可能期間（10 年）を基本としつつ、期間を限定し控除上限を緩和する。
 - ・企業の使途不明金への重課、過大な交際費については、課税を強化する。
- 法人事業税については、以下の見直しを行う。
 - ・外形標準課税（付加価値割）の法人事業税全体に占める割合を縮小させる。
 - ・外形標準課税の適用範囲の拡大、税率、実施時期については、雇用や所得に与える影響および中小企業の業績回復の状況などを見極め、慎重に検討する。
- 中小企業の支援、ディーセント・ワークを後押しする税制改革に向けて、以下の整理・見直しを行う。
 - ・税法や各種制度ごとに異なる中小企業の定義について、対象範囲を拡大する方向で整理・見直しを行う。
 - ・法人税の軽減税率を基本税率の 1/2 の水準とする。
 - ・人材投資促進税制を復活させる。
 - ・法定雇用率を上回って障がい者を雇用する企業、重度障がい者などを多数雇用している企業、障がい者の雇用促進と職場定着に資する設備投資を行う企業に対して法人事業税を減税する。
- いわゆる「法人成り」の問題等について、個人事業者と法人の間における課税の適正化に向けた対策を強化する。
- 法人税の租税特別措置等は、政策手段としての適切性を問う観点から不断の見直しをはかる。
- 多国籍企業への国際課税について、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意」を踏まえ、多国間条約の批准や国内法（法人税法）の改正などを行う。

以 上